

目次

卷頭 (明治天皇御製二首 昭憲皇太后御歌一首)

戊申詔書奉戴滿三十年記念勳章特種第六

戊申詔書の聖訓を仰ぎ奉りて..... 文部大臣 男爵 荒木貞夫..... 二

戊申詔書換發二十周年を迎へ..... 敬學局長官 菊池豊三郎..... 五

我が國體と日本精神..... 文學博士 河野省三..... 六

現代の經濟思想..... 大阪商科大学教授 堀 經夫..... 一五

戦争と財政經濟..... 青木得三..... 二一

大陸政策の眞義と日滿支ブロック經濟..... 栗本勇之助..... 二七

貯蓄と節約

戊申詔書を奉讀して..... 大藏事務次官 太田正孝..... 三四

國民貯蓄の必要を思ふ..... 商工省臨時物資調整局長官 竹内可吉..... 三九

物資の消費節約に關する通牒の解説..... 文部省普通學務局長 岩松五良..... 四五

國民經濟より見たる食品の榮養價と其の料理法..... 奈良女子高等師範學校教授 波多腰ヤス..... 五一

話實・談史・語訓

統後のつこめ..... 文部次官 伊東延吉..... 五七

萬葉集防人の歌..... 東京帝國大學教授文學博士 久松潜一..... 六三

揚子江生活を語る..... 日清汽船株式會社社長 田崎 涼..... 七二

山口縣教員創作..... 山口縣地方視學官 仲子 隆..... 九一

資源愛護展覽會..... 方視學官

公民科の精神並に其の取扱方(四)..... 文部省監修官 樋田豊太郎

吹奏樂の教育..... 瀬戸口藤吉..... 一〇六

宗教に關する信徒數調(二)..... 文部省宗教局..... 一〇

昭和十一年度文部統計摘要(六)..... 文部大臣官房文書課..... 二二五

訓令..... 文部省訓令第二十五號(地方學校管轄職員中山形縣ノ分改正)..... 一三〇

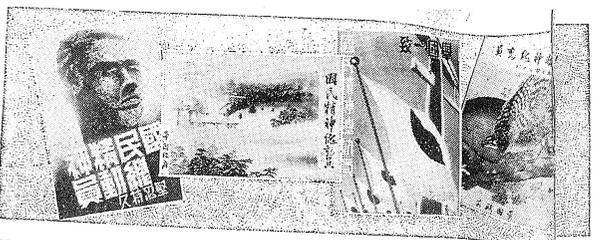
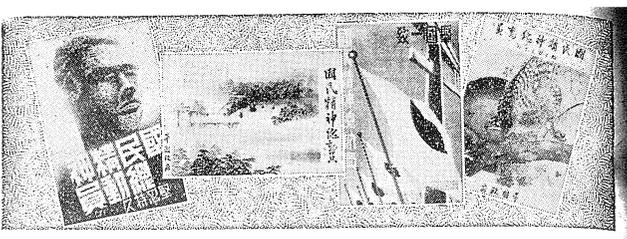
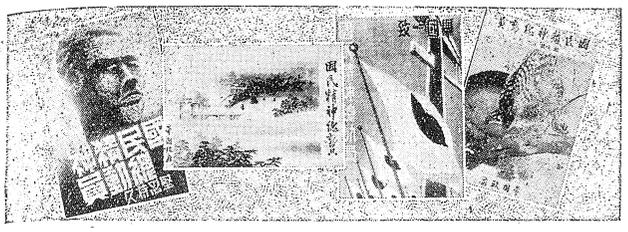
告示..... 文部省告示第三百十九號(專門學校入學者檢定規程ニ依リ東海夜間中學卒業者ヲ指定)..... 一三〇

通牒..... 同第三百二十二號(岩國商工學校名稱變更認可)..... 一三〇

委任及辭令(自昭和十三年九月二十一日至同三十日公表ノ分等)..... 一三〇

彙報..... 表彰(西村敬諭、永田會長)..... 一三二

教員檢定不試驗日時割等..... 檢定教科用圖書..... 圖書推薦..... 同認定..... 推薦映畫..... 審音機レコード推薦..... 東京科學博物館開館日數等..... 淨土宗西山禪林寺派寺務所改同支所規則等中改正..... 曹洞宗務院職制中改正..... 轉任..... 退職..... 死去..... 一三七



等の履むべき道である事を悟るに相違ない。法を輕んずるの徒は、多く法文の字句の末に拘泥して法の不備を懇へて居るのであるが、我々は常に法を道徳に歸一して、そこに法の眞精神を見出すのが大御心に副ひ奉る所以であると確信して居

吹奏樂の教育

わが國の學校教育に於ける音樂は、その大部分が唱歌であつて、これはわが國に於ける教育音樂の創始者とも云ふべき伊澤修二氏が、明治十三年に米國留學より歸朝して「小學唱歌集」を著し、その後小學校教授科目中に「唱歌」が採り入れられることになつて、以來今日に至る迄、その内容に於ては種々の變遷進歩を見ると雖も、常に教育音樂は専ら聲樂であつたのである。

人間の喜怒哀樂の表現が聲を以つてされるといふことは、文明人も未開野蠻人も同じである。

しかしながら學校教育としての音樂は、小學校の教則にある如く「唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フルコトヲ得シメ、兼テ美

所謂頽廢的劣等なる音樂を樂しみながら、而もその思想品性を向上させるといふことは不可能な事である。

今やわが國は建國以來の一大轉換期に當り、國民上下一致して、この難局を乗り切つて國家永遠の基礎を固めなくてはならぬ秋である。國民精神の作興振起は最も緊要であると云ふ事は今更申述べる迄もない事である。

この時に當つて身を教育界に置くものは勿論、音樂を職とする者は、最も正しき方向を、明確に把握して後進を指導して國策に寄與するところが無くてはならないのである。

さてわが國の學校教育に於ける音樂は、専ら唱歌、即ち聲樂に占められてゐる状態にあり、音樂上に於ける聲樂の價値、學校教育上の實益は勿論これを認むるものであるが、しかし乍ら唱歌教授のみを以つて學校音樂の凡てなりとすることは甚だ當を得ないのであつて、唱歌教授に當つても、例へば小學校の高學年から中等學校へかけて、少年の變聲期に際して、唱歌教授には甚だ變調を來して來る實状をも考へねばならぬ。むしろ今日の時代に於て學校に於ける團體的行動の基本をなす音樂としては、吹奏樂を推薦したいと考へるものである。

これは必しも軍樂の畑に育つた筆者の我田引水では無い。筆者は教育の専門家でないために、その意を充分に盡し得

吹奏樂の教育 (瀬戸口藤吉)

るのである。複雑なる社會の事象に觸れ、具體的問題に就て質疑を受ける時は相當難問もあるに相違ないが、上述の如き信念に立つて行けば、決して解決の道に迷ふ事はない。

瀬戸口藤吉

感ヲ養ヒ、徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス」とあるをその儘棒讀にして簡單に片付けるわけにゆかぬことは筆者の常に痛感するところである。

音樂は専門的音樂家の技巧的演奏のみに託すべきものではなく、全人類が、凡てその趣味を有し、徳性を涵養し、情操を向上せしめなくてはならぬものであつて、これは「平易ナル歌曲ヲ唱フル」位のことでは充分なる期待を持つことは出来ない。

わが國に洋樂渡來以來半世紀を越へたる今日、未だに國民大衆が日常親しんでゐる音樂中には、すこぶる不健全にして頽廢的なものの尠からざる實情である。

ない憾があるであろうが、要するに今日の時局下、青少年の意氣をたかめ、士氣を鼓舞させ、且つ情操を向上させるには吹奏樂を措いて他に無い事を確信してゐるものである。

それについて吹奏樂が學校教育上如何に有效適切であるかに就いて述べて見やう。

第一に吹奏樂の演奏は、他の樂器と比較してその修得が比較的容易である。吹奏樂器を始めて手にして、三ヶ月も學べば、とにかく一通りの音は出せるようになるのが通例である。吹奏樂器に於ては音が出せると云ふことが主要なる演奏技術であつて、音が出る様になれば合奏は指導次第で存外容易に出来るのである。而して吹奏樂は、樂器の性質上、不明瞭なる點が無く、終始一貫して公明正大である。これこそ當に青少年に好適であると云へるだろう。

第二に吹奏樂の演奏は男性的である。他の樂器、即ち絃樂器の如きものでは絶対に野外演奏は不可能である。クラリネット一本は、よくヴァイオリン十個の音に匹敵し、トロンボーン一本はチェロとコントラバスとが束になつても負けない力強さを示し得る。野外に於ける僅か十人位の吹奏樂合奏と雖も、よく訓練された演奏は、その三倍五倍の人数を有する絃樂器に劣らない効果をあげ得る。否それ以上の旗鼓堂々た

る演奏を爲し得よう。

諸君は、種々な機會に青少年の吹奏樂團行進演奏に接しられた事がある。この場合に彼等樂員の紅潮した頬に、緊張した眦に、世にも誇らしげな愉悅と自信とを見出して、妄念無く、邪心失せて、たゞ男性的音樂の陶醉境にのみひたれる青年の躍動する精神に觸れることが出来たであらう。吹奏樂こそは男性的音樂の具現である。

第三に、アマチュアの音樂としては吹奏樂が最も適切である。わが國に於て陸海軍の充實した軍樂隊は、専門的の吹奏樂團であるが、これらの軍樂隊と雖も、その構成樂員は一般の志願壯丁から選び、これを養成したもので、外國等に見らるゝ如き職業音樂家を入隊させたものではない。彼等は帝國軍人としての規律と、精神のもとに軍樂を演奏するものであつて、所謂一般職業音樂家と同一に考へることは出来ない。吹奏樂はその樂器の修得が比較的容易であり、且つ人員の多寡にあまり掣肘されること少なく、その野外的演奏の性質はこれをアマチュアに最適の合奏形式たらしめると云へ得る。

第四吹奏樂は凡ゆる團體的行動に重要な任務を果し得ることを考へなくてはならぬ。行進、儀式、その他各種の團體行動に於て嘹唳たる吹奏樂の吹奏は、その運動に規律と嚴肅さ

生徒にとつて、その時間はむしろ苦痛とさへ感ぜられる。結局「音樂は大好きであるが、學校の唱歌の時間は大嫌ひ」と云ふ誠に不合理なことになつてゐる。これは音樂教師の責任と云ふよりも、唱歌そのものに存する缺陷であると思ふ。

人の聲には千差萬別あること人相の異なるのと同様であつて、各生徒の發し得る音域、音量等いろいろであり、中には全然聲樂に不適當な「音痴」や「惡聲」の生徒も存在することは當然であつて、これ等各種の狀件の異なる多勢の生徒に對し、同一の教材をつめ込ませることは、認識不足も甚だしいと云はねばならぬ。従つて學校教育に於ける「唱歌」の存在理由は誠に薄弱なものと云へるであらう。

而して今日の青少年男女は、智的方面に過酷な頭腦を用ひ、精神の疲勞を生じて居るのであつて、これが慰安を音樂や繪畫その他の藝術に求めるの狀態である。その際に當つて音樂は暗夜の光明にひとしき喜悅の對象であるが、今日の唱歌教授が、これら純眞な青少年を満足せしめ得ないとすれば、場合によつてはレコードに、ラヂオに演奏されて、いやでも聽かなくてはならぬ劣等な流行歌、民謡に親しむ機會を與へることになる。誠に遺憾至極な事だと思ふのである。

これに對し、これら青少年に比較的演奏の簡易な吹奏樂器

吹奏樂の教育 (瀬戸口藤吉)

を贖すものであつて、この方面の實用價值は、けだし量り知ることには出来ない。學校教育上に吹奏樂は、運動、行進、式典を始め、國歌、校歌等の合唱の伴奏等に、無盡の用途を有するばかりでなく、學校全體の校風振作、情操陶冶に甚だ役立つのである。

第五に吹奏樂器は他の樂器に比較して、遙かに堅牢である。であるが故に購入後の損傷修理等も尠なく、併せて絃樂器の如く消耗品たる附屬品を要しないから、經濟的に負擔が少ないと云ふ事が出来る。

以上の諸點から考察するに、學校に於ける音樂としては吹奏樂は洵に適當なものといふべきである。

吹奏樂の吹奏は、大體十五歳位から適當とするのであるから、高等小學校、中等學校に於て採用すべきである。

現今わが國の學校音樂の實情を見るに、小學校に於て唱歌を六年間教へるけれども、實際には各學科中左程重きを置かれてゐない傾向がある。兒童は讀譜力は勿論、音樂鑑賞力、批判力等、全然皆無の狀態で卒業してゐる。中等學校に於て、高等女學校では一週一、二時間の教授をしてゐるが、これとて生徒にとつて深い關心を持たしめてゐない狀態である。中學校に於て二三年の低學年に唱歌を教へてゐるが、變聲期の

を學ばしめて、威風堂々とその合奏を行はしめることは、最も健全明期にして、眞にわが青少年にふさはしいことではなからうか。

今日わが國に於て實に數百千のアマチュアの吹奏樂團が出来て、立派な演奏を行つてゐることは、吹奏樂自體の有する獨特の價值が、漸く一般に認識されて來た結果に外ならないのであるが、更に、いよいよこれが普及して、すべての學校にそれが組織されることあだかも獨逸に於けるが如き時代の來ることも必ずしも空想ではないであらうが、教育界、音樂界の指導的地位にあるものが、よく青少年の爲に誤らざる指導をすることが希望されるのである。

世の指導的地位にある人は、從來音樂を白眼視してゐた傾向が顯著である。この人達にとつて音樂は所謂「遊藝」として考へられ、琴三味線同様に、女子供の弄する音曲、すなはち、これを奏するものは柔弱漢とも考へられ勝であつた。これは古來わが國の音樂が酒宴の餘興的室内の遊戯として用ひられてゐた因襲による缺點であるが、この慨歎すべき、デカタン音樂を驅逐して、興隆日本に眞の意氣を示す音樂を發達せしむることは急務中の急務ではあるまいか。

